

率がほぼ五〇割台（それも、多くは、寺院等を仮校舎とした学校であったことからみて）、このような就学率では、「学制」の目ざす教育が、絵にかいた餅となる恐れは十分にあった。そこで、一八七六年三月、足柄県では、就学の勧誘と督促のため「聊強促ノ法ヲ施シ從学ヲ促シ以テ一層人民ノ氣力ヲ奮励セシメンコトヲ謀リ」、「就学督促法」を定めている（『文部省第三年報』『小田原町役場 明治九年県会議案其他書類』）。この督促法では、就学を免除されるのは、病氣と廢疾者に限られていた。しかも、怠慢による不就学者には懲戒のための「謝怠金」あるいは「学校賦役」を割り当て、その謝怠金を「貧民ノ子女」の就学の一助にすることとしている。

神奈川県でも、一八七六年、夏の県教育会議で、「就学督促ノ法」を定めている（『県教育史資料編』一）。戸長は、年一回「学齡ニ及ヘル子女」の就学不就学を調査し、県へ報告することを求めただけでなく、「学齡ニシテ不就学ノ者ハ区戸長学区取締等先其家産ヲ探索シ、非常ノ窮民ニ非サルトキハ再三説諭シ、尚聽從セサル者ハ区内人民相議シテ相当ノ学資ヲ出サシムルノ規則ヲ設クヘシ」と、就学督促を具体化することも要求された。不就学者に対して制裁金を課すことが考えられていたのである。不就学者制裁金ともいうべきこの規定が、どの程度具体化されていたかは、必ずしも明らかでないが、不就学者の家産を三段階に分けて、一か月に十銭、七銭、三銭、あるいは四銭、三銭、二銭といった程度の制裁金を課したところもあった（『神奈川県教育月誌』一八七六年十一月）。

この年（一八七六）十一月、専ら教育の普及を図る「照準」として「学区取締事務章程」が制定されるが、不就学対策も一つの重要な柱となっていた（『教育史資料編』一）。従来年二回であった不就学調査を毎月行うことにして、調査の精密さを求めた（「事務章程」では、はじめ三か月ごとであったが、後に改められて、毎月行うことになった）。さらにこの「事務章程」によって、不就学は、「病故等」の「事由」を学区取締から取りただされたうえに、不就学者の父兄と戸長連名の「不就学理由書」を提出し

て、ようやく認められるのであった。不就学の認定をより厳しくしたうえで、なおかつ不就学者が存在するのは、学区取締の職務怠慢の結果とみなされることになった。また、月一回管轄区内を「巡視」して、学校の「実況」と「人心ノ向背」など、学事に関係する事項を「監査」して、「巡廻日誌」を作成することも義務づけられる。学区取締は、教育行政の現場にあって、管轄内小学区のいっさいの学務を担当し、県の学務課と督学局とのパイプ役を果たす「学制」実施の要石ともいえる存在であった。したがって、就学の督励とその効果いかんが、県官に準じた身分を与えられていた（十二等から十五等）学区取締の鼎なべの軽重を問うことにもなる。具体的にどんな言辞を用いて就学の説諭や督促を行ったかはわからないが、たとえば、小学校の新築問題ひとつとっても、民費の負担増との関連で「苦情百出或ハ暴言ヲ咄キ暴行ノ拳ニ出テントスル状況アリ」（『川崎市史』）とある学区取締が記していることからみても、就学督促対策が目に見えるような効果を上げたとは思われない。

このことは、就学率の推移からも推察できる。第九表のとおり、足柄県・神奈川県が、「強迫教育」と当時の人たちが呼んだといわれる強力な就学督促方法を実施した一八七六年は、とくに女子の就学率が伸びたこともあって、就学率は学齢児童男女全体ではじめて五〇割台となった。ようやく学齢児童数のほぼ二分の一にまで就学率が伸びたのもつかの間、翌年の一八七七（明治十）年は、四六・二割に落ちこんでいる。落ちこみの理由は、明らかでないが、年々漸減し、一八八一年には四二・五割となる。「学制」以来全国平均をやや上まわっていた就学率も、その後は、県全体としては上昇するが、全国平均を越えることはなかった。

就学者が増加したといっても、その児童は必ず毎日出席し通学しているとは限らない。そこで、就学率が下降し始めた一八七七年の出席状況を見ると、県全体で、出席率は八〇・四一割（全国平均七〇・七四割）、通学率は三七・三九割（二七・九三割）であった。実際に就学し、日々出席して通学している児童数は、学齢児童の四割にも満たないことがわかる。

学区取締らの熱心な就学勧誘にもかかわらず、その実態は、この程度であった。「非常ノ窮民」か「病故」以外は就学しなければならぬのが原則であったとはいえ、就学者といっても、その実ほとんど学校に通学していない者が多かった。「学制」の実施は、多数の不就学児童と、長欠児童を切り捨てて進められ、「国民皆学」の方針とは矛盾する結果をもたらしていたのである。

第四節 徴兵令の発布と施行

一 徴兵令の制定

徴兵令の布告

維新政府は、明治四年（一八七二）四月、鹿児島、山口、高知三藩兵約一万人からなる「親兵」を直屬軍隊として設置し、同年七月にはこの武力を背景に廃藩置県を断行した。さらに廃藩置県後、東京・大坂・鎮西・東北の四鎮台八分営設置の指令を出し、神奈川県・足柄の両県は東京鎮台の管轄下にはいった。鎮台兵には、各藩の武士を召集した壯兵をあてたため、訓練や装備も統一を欠いていたけれども、新しく編成された常備軍であった。しかも、廃藩置県後の各地域には、反政府の風潮がび漫していた。それだけに、「管内嚴肅ニ取締即決処置懲誠ヲ可加候万一手余リ候節ハ所在鎮台へ申出臨機ノ措置ニ可及候事」と、政府が布告で述べているように、鎮台兵は、反政府の暴動を鎮圧するためのとっておきの

存在であった(『法規分類大全』兵制門一)。

しかし、それでも鎮台兵の訓練や装備を画一化して、兵力を整備し、「内国ヲ綏撫シ人心ヲ鎮圧」する新しい軍事力の創出が、維新政府の主要な課題となっていたのである(大山梓編『山県有朋意見書』)。

明治五年(一八七二)十一月二十八日、維新政府は「徴兵ニ関スル詔勅」と太政官告諭を発して、徴兵令の発布を予告し、十五日後の一八七三(明治六)年一月十日には徴兵令を布告して国民皆兵制を宣言した(明治五年は太陰暦を改めて太陽暦を採用したため十二月二日で終り、十二月三日が六年一月一日となった)。

「徴兵ニ関スル詔勅」は、「国家保護ノ基」の確立を「百官有司」に号令したもので、詔勅を敷衍した徴兵告諭では「固ヨリ後世ノ雙刀ヲ帯ヒ武士ト称シ抗願坐食シ甚シキニ至テハ人ヲ殺シ官其罪ヲ問ハサル者ノ如キニ非ス」と述べて、士族の武力独占を否定し、「全国四民男子二十歳ニ至ル者ハ尽ク兵籍ニ編入シ、以テ緩急ノ用ニ備フヘシ」と厳命して国民皆兵主義を強調して、徴兵は国民の義務であると規定した。

一八七三(明治六)年一月十日、徴兵令が布告された。徴兵令によって、二十歳に達した成年男子は徴兵検査を受け、毎年一万五百六十人が常備軍(三年在営服務)として徴集され、続いて後備軍に編入され(常備軍の服務終了者で、在郷して四か年召集義務)、合計七か年の兵役を務めるよう定められた。ほかに十七歳から四十歳までの男子は国民軍としてすべて兵籍簿に登録されることとなった。徴兵令と前後して兵制が整備改正され、四鎮台は全国六軍管、東京・仙台・名古屋・大阪・広島・熊本の六鎮台、十四營所が設置された。神奈川県、足柄県ともに第一軍管東京鎮台に編入された。こうして国民皆兵を基調とする徴兵制度がしかれた。徴兵令によって構想された日本軍隊は、鎮台平時の定員が三万一千六百八十人、戦時の定員四万六千三百五十人、近衛兵三千八百八十人で、合計、平時下では三万五千五百六十人、戦時には五万二千三百三十人であった。

不公平な徴 徴兵令の制度はそれ自体大きな問題をもっていた。それは、徴兵令第三章の常備兵免役概則である。免役概則兵免役規則 は十二条にわたる広範な免役規定を定めていた。免役条項のあること自体、国民皆兵と矛盾するが、それだけでなく、免役条項こそが徴兵令の特色と性格を物語るものであった。

十二条の免役条項は、ほぼ次のように分類される。

一 身長五尺一寸未満の者および虚弱者と不具者

二 陸海軍の生徒

三 罪科ある者

四 官省府県に奉職の者。官立学校卒業生および生徒。洋行修業の者。代人料二百七十円納入者。(代人料の規定は、免役規則でなく雑則にある)

五 一家の主人。嗣子および承祖の孫。独子独孫。父兄に代って家を治める者。養子。徴兵在役中の兄弟。

このように分類される免役条項を、さらに立ちいってみると、まず一は、当然のこととみられるが、じっさいには、有力者の子弟が徴兵検査官と結託して「兵役ニ堪へサル者」との認定を受ける手立てともなった。三の「罪科アル者」は、「忠直奉戴の誠」を尽すことを目的とする軍隊の秩序を乱す恐れがあるからという理由であった(『公爵山県有朋伝』中巻)。四は、官僚と有産者たちに特権的な地位を与える規定であることは明らかである。とりわけ、代人料二百七十円を上納すれば、検査のうえ、現役の抽選に当たっても免役をうける道も開かれていたのである。当時歩兵二等卒の俸給年額は十五円三十三銭、食費代、賄料、被服寝具などにかかる費用が平均六十七円六十六銭で、合計八十二円九十九銭ほどの経費であるから、代人料は兵卒一人の常備三年分をこえる額に相当していたのである(岩波講座『日本歴史』近代4 一九六二年版)。それだけに、こうした

第2章 神奈川県再編と諸改革

第10表 1876年全国徴兵免役者の状況

類別	第一 (東京)	第二 (仙台)	第三 (名古屋)	第四 (大阪)	第五 (広島)	第六 (熊本)	全 国
二十歳以上 二十歳未満 壯丁 之 總 計 (A)	71,579	34,763	44,292	56,737	49,782	38,955	296,086
徴兵連名簿 免役連名簿 人員 (B)	9,259	10,212	8,526	6,825	11,007	7,397	53,226
B A ×100%	87.1	70.6	80.8	88.0	77.0	81.0	82.0

鹿野政直「日本軍隊の成立」『歴史評論』46 から

巨額の代人料を納めることのできる人たちは、きわめて少数であった。一八七三(明治六)年から八〇年に至る八か年の間に、代人料の納入者は全国でわずか六百四人に過ぎなかった(鹿野政直「日本軍隊の成立」『歴史評論』四六)。

神奈川県の場合、一八七四(明治七)年に二人、一八七六年に三人、一八七七年に一人、一八七九年に二人、一八八〇(明治十三)年に八人と、十六人を数えるだけである(『神奈川県史料』第一巻)。五の免役規定は、戸主・戸主たるべき者・戸主に代わるものすべてを兵役の対象外としているが、このことは、国民を統合していく上で、「家」を重視しようとする維新政府の方針と関係していた。このような広範な免役規定があったため、理想として国民皆兵を目差したといっても、実際は、国民皆兵制とは異なる賦役にちかいものであった(藤原彰『軍事史』)。そのため徴兵による労働力徴収に対する農民の不満もたかく、いわゆる「血税一揆」、「徴兵反対一揆」がひきおこされた(十六件のうち七六年に十三件発生)。しかも、徴兵令の採用によって、維新政府に対する士族の不平と反抗もたかまり、西南の諸県に、佐賀の乱、熊本神風連の乱、福岡秋月の乱、山口萩の乱が発生していた。それだけに、広範囲な徴兵免役制のもとで実際にはほとんど徴兵の実をあげえないのが実情であった。

神奈川県の場合でも、一八七三(明治六)年の第一回の徴兵検査では、徴兵相当の壮丁は二百八十四人で、割り当て徴兵数が二百二十人であったが、徴兵合格となったものは、百十四人に過ぎなかった。全国的にみても、第十表に読みとれるように、徴兵令制定後三年の一八七六(明治

九年の免役者は、じつに八二割もの免役者がでているのである。

一一 徴兵の実情

徴兵令の実施

徴兵令は一八七三（明治六）年一月十日に發布された。この日陸軍省は、東京府および神奈川県ほか十六県に、「今般徴兵令被相定首トシテ東京鎮台管下ノ府県徴兵被仰出来ル二月十五日ヨリ徴兵使發行候」と指令し、まず東京鎮台管轄下の府県に徴兵令の実施と徴募事務の開始を命じた（『法令全書』一八七三年）。それによれば、「現今戸籍人口調モ不精密ノ折柄」なので、今回限り徴兵適齢期の壮丁が、どのくらいいるかということと無関係に、府県の米の収穫高、つまり石高に応じて、「二千五百石ニ付一人ノ見込ヲ以テ」徴募することにしたのである。当時神奈川県は石高三十三万石、足柄県は石高二十六万石であったから、神奈川県には二百二十人、足柄県には百七十三人余が徴兵人員として割り当てられた。東京鎮台管轄下一府十七県で徴募相当数は約四千九百七人であった。

陸軍省の指令をうけて神奈川県、足柄県で徴兵事務が開始された。神奈川県にあっては、権参事を議長に、典事以下八名がそれぞれ徴兵議員・議員に任命され史生、備医各若干名をもって徴兵事務のスタートを切った（『神奈川県史料』第一巻）。足柄県でも二月二日に戸主と長男を除いた満二十歳の者を召集し下検査をおこない、二月十三日には各区に徴兵史生、徴兵議員を事務取扱として任命している（『明治小田原町誌』上、『神奈川県史料』第九巻）。

ところで、徴兵令がまったく一方的に、「民庶」の意志や行為とは関係なしに問答無用の形式で發布されただけに、国民皆兵の実施宣言は、民衆にとっては青天の霹靂（へきれき）であった。しかも、不公平な免役規定によって、国民皆兵どころか、徴兵は「大

切な人の子を折角両親が辛苦艱難を尽し、尿屎の世話から手習ひ算盤そこそこに稽古させ、これから些し家業の役にも立様に成ったもの、すなわち一家の労働の柱ともいふべき存在である男子の労働力を徴発する、新たな徴税として重くのしかかったのである(『明治文化全集』第二〇巻所収「開化乃入門」)。「徴兵告諭」の「血税」という表現を逆手にして、新たな負担増である徴兵から逃れようとする心情は、かなり広範囲に広がっていた。神奈川県や足柄県には、徴兵反対の集団的な動きについては、今のところ記録された資料としては残されていない。しかし、徴兵令の施行にさいして、神奈川県では「管内人民或ハ朝旨ヲ曉解シ難カラシテ恐レ県官派出シ論告懇到頗ル勤メリ」(『神奈川県史料』第一巻)といったような手立てを用いて、徴兵令の趣旨の徹底に懸命であった。県下には、徴兵を免れる手段として、自ら姿をくramsす失踪・逃亡などがかなり続出していた。徴兵令施行二年目の一八七四(明治七)年九月十四日、第二大区から第二十大区の区長全員を県庁に呼び集めて、権参事小島信民の「徴兵逃亡に関する訓示書」を申し渡したのも、徴兵逃亡者が頻発する事態に対したった措置であった。そこで未然に防ぐには、徴兵令の趣旨をよく人民に理解させることであるから、区長らが権参事に代わって人民の説諭にあたることは徴兵逃亡とを督励している。

「被仰渡今般徴兵令ニ就テ妄リニ逃亡スルノ徒アリ聞エアリ、実ニ予ノ心ヲ痛マシムル所也、抑徴兵ノ令アルヤ政府ニライテモ深ク策ル所アリ、既ニ旧藩士ノ志願スルモノ数多アルヲ或ハ説或ハ諭シテ之ヲ黙カシメ其之ヲ厭フ農工商ヲ問ワズ一般人民ノ内ヨリ年当ノ者ヲ徴ス、是全国人民ノ権ヲ同一平均センカ為メニシテ尤国力ヲ奮起スルノ基礎タリ……(中略)……今日徴ス所ノ者必今日戦場ニ趣カシムルノ理ナシ、逐次予備ニ充ルニ在ルモノトス、然其便ヲ捨迂ヲ取ル皆将来全国人民ノ権榮ヲ均フセンヲ慮ルノミ……(略)……茲ヲ以テ能区長ニ於テ説諭シ其部属ノ婦女老父母ノ喋々ヲ慰メ当者ノ疑團ヲ解シ事ヲ密ニ某意ヲ解セス驚怯シテ逃走亡命スル如キ徒アルニ於テハ他県エノ聞且政府エ対シ予方面目又是ヲ如何ト思フヤ、因之自ラ回郷シ説諭セント思フモ時トシテ暇ヲ得ス故、今回各区長ノ足ヲ勞セシナリ、此旨服膺シ徴兵令免役規則ニ当ル事情アルト否トヲ弁察シ之ヲ調理シ不日徴兵使発向アル時ニ当ツテ差問無之様注意有度是予ガ所望云々」(『藤

沢市史』第三卷)。

県当局は、区長らが徴兵令の趣旨を人民によく説諭し、徹底することと、免役規則の厳密な適用などによって徴兵の実をあげようと躍起となっていたことがわかる。「妄リニ逃亡スル徒」、「某意へ徴兵の趣旨―筆者注」ヲ解セス驚怯シテ逃走亡命スル如キ徒」が統出するようでは、「他県エノ聞且政府エ対シ予ガ面目」も丸つぶれになるから、「徴兵使発向アルニ当ツテ差聞無之様注意有度」と、権参事が区長らに強く「所望」しているのである。徴兵令の徹底は、維新政府の威信を草深い村々にまでゆきわたらせることでもある。それは置県後たかだか三年にもならない県が、「学制」と「地租改正」の施行に加えて、この徴兵令の実施という新政府の三大改革事業をいかにして軌道に乗せるかということでもあった。それだけに、初代県令陸奥宗光の着任と同時に、大蔵省の租税権大佑・租税寮三等出仕をへて神奈川県大属へ転出し、この年二月に権参事となっていた小島信民にとってみれば、区長ら呼びつけてまでして、徴兵令の趣旨を強調しなければならぬほど徴兵逃亡者がいるということ、まさに維新政府の中堅官僚の面目にかかわることでもあった。

さて陸軍省の指令をうけて、一八七三(明治六)年二月に足柄県は、小田原の旧本陣の清水家宅に徴兵検査場と徴兵署を設けた。また神奈川県が、横浜の野毛山学校を徴兵署にあてて、徴兵使を迎えてはじめての徴兵検査をおこなったのは、三月九日である。もちろん、県下の徴兵適齢者を全部ここに召集して検査をおこなったのではない。まず県下の村々で、区長らが徴兵下検査と称する徴兵適格者の調査をおこなった。この下検査は、前年の明治五年に精密に作られていた「戸籍帳」(壬申戸籍)に基づいて、戸籍区を単位として実施された。だから陸軍省令は、現時点では戸籍や人口の調査が精密でないので、急に適齢者を調べるのは、容易なことではないとのべているけれども『法令全書』一八七三年、「壬申戸籍」が、徴兵下検査では威力を発揮したはずである。適齢者の抽出は、それほどむずかしくはなかったはずである。それよりも、適格者の判定にこそいろいろ

る困難があったようである。徴兵令を遵守するとの「請書」を村々の戸長・副戸長に出させて、適・不適格者の判定に責任を持たせていた。だが、名目上は維新政府の「百官有司」の末端につらなる戸長・副戸長ではあったが、幕末以来村の統率者として村びとたちとともに、激動の「御維新」の渦中に身をおいてきただけに、一家の労働力を徴発するに等しい徴兵には、なかなか精励する気にはなれなかったようである。期限までに適齢者の調書を県に提出しないため、「昼夜ノ差別ナク早々取調べることを督促されながらもなお提出せず、再三にわたって「早々可差出事」と県から催促される区長もいたのである（『神奈川県布達』一八七三年十二月一日、十二月五日）。また、橋樹郡第二十二区（現在川崎市域）の第一回目の徴兵下検査では適齢者五十三人全員が、嗣子・戸主・養子・独子・父兄に代わって家を治める者、開拓使御用人足として出稼、五尺一寸未滿、病弱、不具、以上のいずれかに該当して、徴兵不適格者であったという記録もある（『川崎市史』）。あるいは第二十区の田名村（現在相模原市）で、実際には、五尺二寸の身長であるのに、免役該当者として申し出たところ、「戸長共不調ノ儘区長ニ申出」たことが露見して、再検査の上「昼夜ヲ掛ケ可申出事」と、区長が県から灸をすえられたりしている（『神奈川県布達』一八七三年十二月二十日）。区戸長らの意識的とも思われるようなルーズな徴兵下検査は、全県的におこなわれていた。村々から下検査をすませた徴兵適格者が、区戸長らに付き添われて、横浜野毛山の検査場へ出頭した。そこで徴兵使の「検丁」（検査）を受けて徴兵者が決められた。陸軍省から二百二十人の徴兵を割り当てられていたが、二百八十四人の被検者のうち検査合格したものは百四十四人に過ぎなかった。割り当て数の六五割程度しか充足できなかったのである。しかも、そのうち実際に入営する常備兵はさらに少なく、百一人であった。このような事態は、神奈川県だけのことではない。免役者の増大などもあって全国的にみても実際に徴兵した兵員は少なく、近衛および各鎮台の壮兵に代えるまでにいたらなかった。徴兵令施行後三年の一八七六（明治九）年の時点でも、徴兵の兵員はなお旧来の壮兵の数に匹適しなかったというから、その意味では、徴兵の名がなくて

第11表 神奈川県徴兵人員(1873年~1878年)

年次	常備	補充	第一後備	備考
1873	101人	43人	人	
1874	192	127		代人料上納 2人
1875	168	12	94	
1876	487	90	207	代人料上納 3人
1877	774	268	241	代人料上納 2人
1878	239	24		

『神奈川県史料』第1巻制度部から

実がなかったともいえる(藤原彰『軍事史』)。

神奈川県の場合、最初の徴兵検査合格者は百四十四人であったが、うち常備兵が、歩兵八十四人、騎兵三人、砲兵七人、工兵六人、輜重兵一人の合計百一人。補充兵は、歩兵三十四人、騎兵三人、砲兵三人、工兵二人、輜重兵一人の合計四十三人という内訳であった。常備兵百一人は、この年六月一日から十日までの間に東京鎮台千葉県の佐倉分営に入営した。県では、この月国民軍創出のため、村々で十七歳から四十歳までの成年男子を調査し、国民軍連名簿の作成を命じ、県官が各村を巡回するなどして、もっぱら徴兵の徹底に意を注いでいた(『神奈川県史料』第一巻、『町田市史』下巻)。しかし、徴兵の実があがらず、県官の心痛事となるほどに逃走命者が出る始末であったことはすでにみたとおりである。

徴兵検査をまぬがれようとして逃走するだけではなかった。第一回の徴兵で、東京鎮台第一連隊第二大隊第一中隊に服役中の兵士が入営二か月で脱走を企てた。県令の大江卓は、兵士の出身地の区長に、区内に潜伏しているのを発見したら取り押さえて、ただちに連行することを厳しく命じたように、徴兵忌避には、神経をくばっていた(『川崎市史』)。

徴兵令が、意図どおりに実施されるか否かは、村々でおこなう徴兵下検査の成否にかかっていたともいえる。しかし、この検査にかかる費用や、適格者を徴兵検査場へ引率していく往復の費用などの徴兵にかかる経費は、官費支弁の項目もあつたが、そのほとんどが区費、あるいは郡区役所ならびに戸長役場経費で賄われた。この費用の負担は、ひとえに県民の負担にかかっていたのである(『神奈川県布達』一八七七年一月十日、一八八〇年三月十六日)。第二回目の徴兵検査(一八七四年二月)から、